

神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成

芸術文化活動助成

令和7年度 下半期 利用の手引

申請受付期間：令和7年7月23日(水)～7月30日(水)

応募：電子メール (電子メールで送付できない場合は郵送)

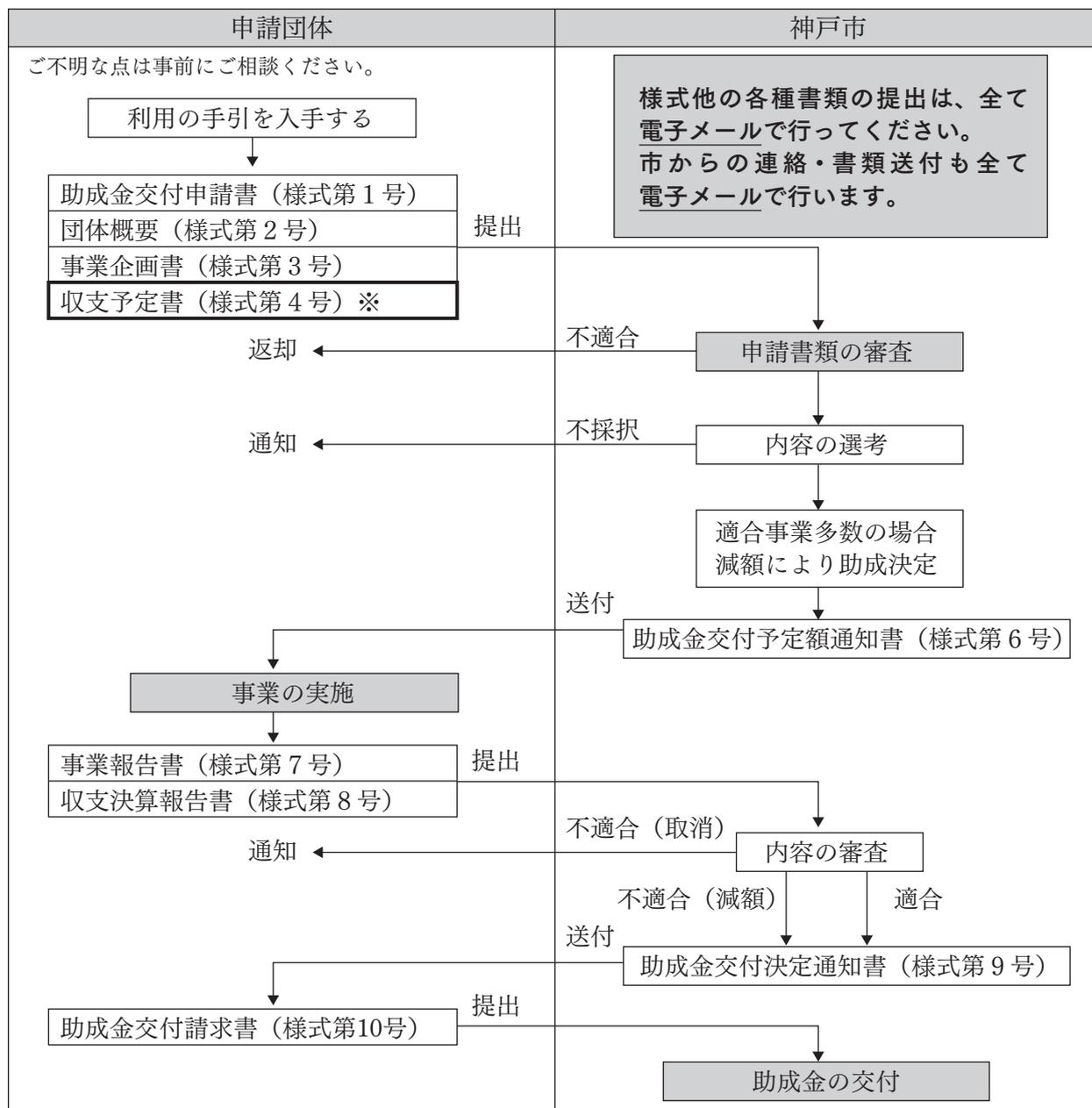
アドレス：bunka-katsudou@city.kobe.lg.jp

事業実施期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日の
実施分(下半期)

芸術文化活動助成について

豊かな芸術文化活動の振興を図るために、芸術文化団体の皆さんの創作発表活動等に対する幅広い支援を目的として、「**会場費補助**」の助成制度を設けています。

助成制度全体の流れ



※ 提出、返却、通知、送付は原則電子メールで。（電子メールで送付できない場合のみ郵送）

※ 収支予定書（様式第4号）については、入場料・参加料が有料の事業のみ提出。

■ 申請にあたっては神戸市ホームページをご参照ください

神戸市 芸術文化活動助成

検索

今期の募集について

対象事業の実施期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日の実施分（下半期）

※事業がこの期間をまたぐ場合（例：3月31日に始まり4月1日に終わる場合）は、次年度の対象事業となり、下半期では申請できません。

対象団体

下線部分は令和7年度から変更

○ 神戸市に所在する芸術文化団体

※ 芸術文化団体とは、普段の活動拠点が神戸市内にあり、団体としての組織を有し、主たる活動内容が芸術文化活動（音楽、美術、演劇、舞踊などの分野の創作発表または鑑賞提供活動）である団体のこと

※ 団体の会員が5名以上で、半数以上が神戸市在住者であり、かつ、その神戸市在住者が活動している団体であること

○ 「1団体につき1年度1事業」とします。（同一年度内で複数の申請は不可）

× 団体所在地、代表者が同一で、会員の半数以上が同一の団体は、団体名が異なっても実態として同じ団体とみなしますので、並行して申請することはできません。

※ 団体所在地、代表者が同一の団体は、会員名簿の提出が必要です。

※ 団体所在地のみが同一であっても、会員名簿の提出を求める場合があります。

○ 申請受付期間の初日において、1年以上の活動実績が必要。

※ 神戸市内に本部を置く大学・短期大学において、学生を中心として組織される学内団体（大学が公認する団体であること）。活動実績は問いませんが、授業やゼミなどの学校行事は対象外。

× 公共団体、公共的団体、営利企業、個人活動等は対象外。

対象事業

対象団体が神戸市内で主催して行う、創作成果や活動成果を発表する事業、または、芸術家や芸術団体などを招いて鑑賞の機会を提供する事業

【対象となる事業の例】

- 音楽（クラシック、吹奏楽、ジャズ、合唱、民族音楽、邦楽など）
- 美術（絵画、彫刻、写真、書道、工芸など）
- 演劇（創作劇、能・狂言、人形劇など）
- 舞踊（日舞、洋舞、民族舞踊、創作舞踊など）
- その他（映画、茶華道など）

【対象とならない事業】

- × 宗教的活動・政治的活動・営利（事業収支が黒字となるもの等）を目的とした活動
- × コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出すもの
- × 教室やカルチャーセンターなどの発表会
- × 団体内部の者に出演料・謝礼等を支払うもの
- × 団体の関係者が所有・運営する会場で行うもの
- × 物販や飲食を伴うもの
- × 一般市民が入場・見学できないもの
- × その他助成にふさわしくないと判断した場合

神戸市または神戸市の外郭団体等から、他の助成を受けているもの（会場使用料の減免を含む）は、申請できません

会場費補助について

助成の条件

- ・ 普段の活動拠点が神戸市内にある芸術文化団体が、神戸市内で行う主催事業であること。

助成の対象

対象となる費用（事業本番当日の費用のみ。予選等は除く）

- 会場使用料
- 会場付属設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料
- 野外行事（例：野外コンサート、ストリートパフォーマンス等。ただし、関係機関への必要な届出等を経ていること）の設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料及び設営・警備に係る人件費（設営に関しては搬入・搬出にかかる費用は対象外）
- 当日のリハーサル室使用料

会場付属
設備のみの助成は
できません

対象とならない費用

- × 人件費（舞台人件費・音響人件費・照明人件費・ピアノ調律費等。ただし、野外行事に係る人件費は除く）
- × 録音録画に使用した会場付属設備使用料（例：録音用マイク3点吊装置・録音録画機材持込料・持込器具電源料・録音録画業者の代金等）
- × 控室代、受付用什器（机・椅子等）、舞台上で使用しない什器
- × 機材器具の運搬費・駐車場代
- × チケット発券料・プレイガイド販売手数料等
- × 看板製作費
- × 事業開催期間以前の練習や準備に係る使用料（例：本番当日以外の練習日や作品搬入等で使用する会場使用料。6日間確保した会場で5日間開催する場合は1日分の会場使用料は対象外）

助成額

- ・ 会場使用料及び会場付属設備使用料等（消費税を含む）の

公的施設の場合	1 / 3	} 以内で 30万円を限度 に助成
公的施設以外の場合	1 / 2	
野外行事の場合	1 / 2	

助成金額算定の具体例

- ・ A劇団の公演を民間ホールで3日間実施する場合
ホール使用料1日15万円、付属設備使用料1日7万円
 $(15万円 + 7万円) \times 3日 \times 1/2 = 33万円 > 30万円 \rightarrow 30万円$ （限度額）を助成
- ・ B美術会の展示を公設ギャラリーで1週間行う場合
ギャラリー使用料 1週間25万800円
 $25万800円 \times 1/3 = 8万3,600円 \leq 30万円 \rightarrow 8万3,000円$ （千円未満は切捨て）を助成
- ・ 音楽団体Cが野外スペースで1日演奏会を実施する場合
会場使用料無料、舞台設営費5万円、警備人件費2万円
 $(5万円 + 2万円) \times 1/2 = 3万5,000円 \leq 30万円 \rightarrow 3万5,000円$ を助成

提出書類一覧

	名称	様式
申請のとき	助成金交付申請書（誓約書含む）	第1号
	団体概要	第2号
	事業企画書	第3号
	収支予定書 （入場料・参加料が有料の事業のみ必要）	第4号
	【添付資料】 ■ 団体所在地、代表者が同一の団体が申請する場合、団体の会員名簿 ■ 「会場使用料」及び「付属設備使用料」の積算根拠となる資料（予約確認書、会場使用料金表、付属設備使用料明細など） ■ 団体の規約・会則（大学の学内団体は不要） ■ 過去の活動資料 一般向けのチラシ、案内はがき、プログラムなどで、申請受付期間の初日から1年以上前の団体の活動実績（練習等は除く）が確認できるもの。 ただし、活動実績を問わない大学の学内団体は、大学の公認が確認できる資料。 ■ 団体の支部が事業を実施する場合、支部の規約・会則が必要。また、支部としての活動実績が1年以上あること。	
事業計画変更のとき	計画変更（辞退）届	第5号
事業を辞退するとき	計画変更（辞退）届	第5号
事業を報告するとき （原則、事業終了後1か月以内に提出のこと）	事業報告書	第7号
	収支決算報告書	第8号
	【添付資料】 ■ 領収書・明細書のコピー 事業実施日が分かるように施設使用許可証等のコピーを添付のこと。 会場付属設備については、明細書等内訳の確認できる資料を添付のこと。なお、会場費・会場付属設備のみ添付し、対象経費以外は送付しないこと。	
注：様式第7・8・10号は、後日、電子メールで送付します。	事業のパンフレット・チラシなど	
	入口看板及び公演の様子の写真 （事業を実施したことが確認できるもの）	
助成金を請求するとき	助成金交付請求書	第10号

■ 各種様式書類は神戸市ホームページから入手できます

神戸市 芸術文化活動助成

検索



申請書の作成・提出

申請書入手方法

申請書類(様式第1号～第4号)のデータ(エクセルファイル)は、「神戸市 芸術文化活動助成」のホームページから入手してください。

受付期間

令和7年7月23日(水)～7月30日(水)(23時59分受信分まで)

送付

件名を「芸術文化活動助成申請 団体名」とし、申請書類及び添付資料(団体の規約、会則、過去の活動資料、積算根拠資料)を、**電子メールで提出してください**。申請書類の提出、修正のやり取りなどは、全てメールで行います。

送信先アドレス bunka-katsudou@city.kobe.lg.jp

※令和6年12月よりメールアドレスが変更となっています。ご注意ください。

※申請は電子メールでのみ受け付けますが、メールで送付できない場合のみ、郵送での送付を受け付けます。

送付先：〒650-8570(住所記載不要) 神戸市文化スポーツ局文化交流課「芸術文化活動助成」係
(令和7年7月30日(水) 消印有効)

〈必ずお読みください〉

- ・ 助成金交付申請書をはじめとする各種様式は、エクセルデータで提出してください(PDF及び画像データでの提出は不可)。また、様式とともに提出が必要な各種資料(会場費等の積算根拠資料、会の規約等、過去の活動資料)もデータ(こちらはPDF及び画像データ可)で提出してください。また、メール本文に添付資料の件数を記入してください。
- ・ 画像データを提出する際は、画像に写る数字・文字が判別できる精度のものを提出してください。
- ・ 市からのメールが**常時受信可能な設定**としてください。
- ・ メール送信の際は、**添付ファイルの容量(5MBまで)**に注意してください。容量が大きい場合は、添付ファイルを何回かに分けて送信してください。メール1回の容量が大きすぎると市に届かなかったり、添付ファイルが除外されたりする可能性があります。
- ・ **申請メールの不達は市側では分かりません。不達のままですと、申請書の受け付け自体が出来ません。申請書を送信後、確認の電話をお願いします。**
- ・ 申請書類で確認ができない場合は、団体の概要や事業の内容について別途調査させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ 申請書の記載内容に**不備(未記載を含む)**があった場合は、**返却いたしますので、修正の上、再度提出**してください。修正・再提出が遅れますと、申請書の受け付けが出来なくなります。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合、助成金の交付を取り消すことがあります。

助成金の決定方法・交付について

助成の決定方法

- ・ 要件審査
- ・ 要件に適合する事業の申請額の合計が神戸市の予算を超える場合は、**一定割合で減額**して助成金額を決定します。
- ・ 申請内容を審査して助成の適否を決定し、「助成金交付予定額通知書」を送付します。
- ・ 申請内容や連絡先に変更が生じた場合は「計画変更（辞退）届（様式第5号）」を提出してください。
- ・ 助成金交付申請額の増額変更はできません。

助成金の交付

- ・ 事業終了後、原則として1か月以内に「事業報告書」（様式第7号は別途電子メールにて送付）を提出してください。報告書の内容の審査後、「助成金交付決定通知書」により最終確定した助成金額及び助成金交付請求書（様式10号）の様式をメールでお送りしますので、必要事項を記入のうえ提出してください。その後、指定の口座へ振り込みます。

※ 事業報告書、請求書について**記載内容に不備があった場合は返却させていただく場合があります。**

その他

- ・ 印刷物等を作成するときには、ロゴマーク（右図）等の使用にご協力ください。
「助成金交付予定額通知書」の受領前に印刷する必要がある場合は、「神戸市芸術文化活動助成対象事業（申請中）」の文言を入れてください。

※ロゴマークのデータ（JPG：29KB）は、
「神戸市 芸術文化活動助成」のホームページ
から入手してください。



- ・ 神戸市では、日頃の美術活動に対し発表の機会と場を提供するために、1974年度（昭和49年度）から「こうべ市民美術展」を開催しています。
美術分野で活動されている団体宛にご案内をお送りすることがあります。
- ・ 令和8年度の芸術文化活動助成の募集、助成の条件などについては、未定です。

記入例

各項目の太枠内を正確に記入してください

(様式第1号)

神戸市長あて

申請日	2025年 7月 23日	受付番号	
新規継続の別	新規 継続	継続の場合前回:	2024 年度

芸術文化活動助成金交付申請書

この度、下記事業を開催するにあたり、貴市の芸術文化活動助成を利用したいと思いますので関係資料を添えて申請します。

記

(記入例を参考にして太枠内をご記入下さい)

主催団体名	アンサンブルあじさい (2015年12月設立/会員25名)		
団体所在地	〒650-0000 神戸市〇〇区〇〇…		
代表者氏名	神戸太郎	代表者電話番号	078-000-0000
代表者住所	〒650-0000 神戸市〇〇区〇〇…		
連絡者氏名	六甲花子	連絡者電話番号	078-000-0000
連絡者住所	〒651-0000 神戸市〇〇区〇〇…		
連絡者Email	hanako-rokkou@city.co.jp	電話番号は日中連絡可能な番号を記入してください。	
行事名	第〇回定期コンサート		
本番開催期間	2025年10月7日(火)開始 本番開催期間 6日間 2025年10月12日(日)終了 (本番のみ。リハーサル日・搬入日を除く)		
会場	〇〇ホール	住所	神戸市中央区 施設の種類 公的 民間
会場使用料	※ ④ 400,000 円	助成金交付申請額 (A+B) × 1/3, × 1/2	千円未満切捨て 233,000 円
会場付属設備使用料	※ ⑤ 300,000 円	舞台設備 135,000 円 音響設備 70,000 円	照明設備 95,000 円 その他 円
開催の目的	市民がクラシックに親しむ音楽鑑賞の機会を提供するため		
事業の内容	モーツァルト/セレナード第13番ト長調K.525ほか5曲を演奏		
一般の入場	1. 可 2. その他	「その他」の場合 ()	
入場料	1. 無料 2. 有料の場合	一般 1,000 円 前売 500 円	学生 円 (他)
誓約書 (要チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 当制度を利用するにあたり、芸術文化事業要綱等をすべて了承し、助成の決定後に減額修正をされても異議は申し立てません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請の内容に虚偽のないことを誓約します。虚偽が判明した場合は補助金を一括返還します。		
関係資料	<input checked="" type="checkbox"/> 団体概要 <input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書 <input checked="" type="checkbox"/> (収支予定書) <input checked="" type="checkbox"/> 規約・会則 <input checked="" type="checkbox"/> 過去の活動資料 <input checked="" type="checkbox"/> 積算根拠資料		

団 体 概 要

ふりがな	あんさんぶるあじさい		
団 体 名	アンサンブルあじさい		
代 表 者	ふりがな 氏 名	こうべたろう 神戸太郎	
	住 所	〒 650-0000 神戸市〇〇区〇〇町…	
	電 話	078-000-0000	
団体所在地	神戸市〇〇区〇〇町…		
事務担当者	ふりがな 氏 名	ろっこうはなこ 六甲花子	
	住 所	〒 651-0000 神戸市〇〇区〇〇町…	
	電 話	078-000-0000	
会計担当者	氏 名	須磨 一郎	
会計監事	氏 名	兵庫 幸子	
設 立	2015 年 5 月	会員数	300 人 (うち神戸市在住者 150 人)
設 立 目 的	市内における室内管弦楽の普及と音楽文化の振興		
会 費	年 間	10,000 円	その他
入 会 資 格	設立目的を理解する18歳以上の演奏家		
主 な 活 動 歴	2019 年 12 月	第1回定期コンサート 於：〇〇ホール	
	2020 年 6 月	第2回定期コンサート 於：〇〇ホール	
	2021 年 6 月	第3回定期コンサート 於：〇〇ホール	
	2022 年 6 月	第4回定期コンサート 於：〇〇ホール	
	2023 年 10 月	明石にて室内楽コンサート 於：〇〇ホール	
	2024 年 6 月	第5回定期コンサート 於：〇〇ホール	
主 な 受 賞 歴	2020 年 10 月	「△△音楽祭」文化振興賞受賞	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
添 付 資 料	<input checked="" type="checkbox"/> 団体の規約・会則 <input checked="" type="checkbox"/> 過去の活動資料（一般向けのチラシ、案内はがき、プログラムなどで申請受付期間の初日から1年以上前の活動実績が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 活動実績を問わない大学の学内団体は、大学が公認していることが確認できる資料		

団体所在地は神戸市であること。
約款、規約、会則で定めがある場合はその住所を記入してください。
約款等で所在地が神戸市外となっている団体は申請はできません。

団体の会員の半数は神戸市在住者であること

事業企画書

団体名	アンサンブルあじさい
行事名	第〇回 定期コンサート
共催依頼先	神戸市アート協会、兵庫県カルチャー支援会、神戸文化推進協議会
後援依頼先	神戸市、兵庫県、こうべ文化活性化会議、ひょうごアート大応援団
協賛依頼先	神戸市、兵庫県、神戸ニュース社、神戸市民会、兵庫金融機関連盟
内容	<p>(公演の場合：演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合：作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細)</p> <p>① モーツァルト 「セレナード第13番 ト長調 K.525」 ② モーツァルト 「オーボエ協奏曲 ハ長調 K.314」 ③ モーツァルト 「交響曲第25番 ト短調 K.183」 他</p> <p>指揮：神戸太郎 オーボエ演奏：江戸幸次郎（日本橋交響楽団オーボエ奏者）</p>
趣旨・目的	<p>(公演・展示を行う目的、意義、助成による効果等を記入してください)</p> <p>1 市民にクラシック音楽鑑賞の機会を提供する。特にモーツァルトに関する曲を披露し、モーツァルトづくしで楽しんでいただく。 2 助成していただくことにより、市民に安価で鑑賞していただける。</p>
	<p>(その他、特記すべき事項があれば記入してください)</p> <p>コンサートに、〇〇福祉施設の20名を無料招待する予定。</p>

記入例

(様式第4号)

収支予定書 (入場料・参加料が有料の事業のみ提出要)

(収入)

摘要	金額	内訳
神戸市助成金交付予定額	233,000 円	申請書 (様式第1号) 「助成金交付申請額」に基づく
入場料	300,000 円	単価1,000円 × 300名入場
出展料・参加費	0 円	
協賛金	50,000 円	地域企業から協賛
広告料	30,000 円	パンフレット広告掲載
その他収入 (会費充当分含む)	147,000 円	会費より充当
	円	
	円	
合計	760,000 円	

(支出)

摘要	金額	内訳	
会場使用料 (開催期間分のみ)	400,000 円	〇〇ホール6日利用	
付属設備使用料 (開催期間分のみ)	300,000 円	舞台 135,000 円	音響 70,000 円
		照明 95,000 円	その他 円
印刷費	20,000 円	パンフレット印刷	
通信費・運搬費	20,000 円	パンフレット郵送	
その他経費	20,000 円	ゲスト出演者謝礼	
	円		
	円		
	円		
合計	760,000 円		

- 会場使用料に含まれる控室代、付属設備使用料に含まれる録音・録画費、人件費 (野外行事を除く) などは対象外です。
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出す事業は補助の対象外です。
- 団体内部の者に出演料・謝礼を支払う事業は補助の対象外です。
- 収支の合計は一致させてください。

神戸市長あて

申請日	2025年 月 日	受付番号	
新規継続の別	新規 継続	継続の場合前回：	年度

芸術文化活動助成金交付申請書

この度、下記事業を開催するにあたり、貴市の芸術文化活動助成を利用したいと思いますので関係資料を添えて申請します。

記

(記入例を参考にして太枠内をご記入下さい)

主催団体名	(年 月設立 / 会員 名)			
団体所在地	〒			
代表者氏名			代表者電話番号	
代表者住所	〒			
連絡者氏名			連絡者電話番号	
連絡者住所	〒			
連絡者Email				
行事名				
本番開催期間	年 月 日	開始	本番開催期間	日間
	年 月 日	終了	(本番のみ。リハーサル日・搬入日を除く)	
会場		住所	神戸市 区	施設の種類 公的 民間
会場使用料	※ ①	円	助成金交付申請額 (A + B) × 1/3, × 1/2	千円未満切捨て 円
会場付属設備使用料	※ ②	円	舞台設備 円	照明設備 円
			音響設備 円	その他 円
開催の目的				
事業の内容				
一般の入場	1. 可 2. その他	「その他」の場合 ()		
入場料	1. 無料 2. 有料の場合	一般 円	学生 円	(他)
		前売 円		
誓約書 (要チェック)	<input type="checkbox"/> 当制度を利用するにあたり、芸術文化事業要綱等をすべて了承し、助成の決定後に減額修正をされても異議は申し立てません。 <input type="checkbox"/> 申請の内容に虚偽のないことを誓約します。虚偽が判明した場合は補助金を一括返還します。			
関係資料	<input type="checkbox"/> 団体概要 <input type="checkbox"/> 事業企画書 <input type="checkbox"/> (収支予定書) <input type="checkbox"/> 規約・会則 <input type="checkbox"/> 過去の活動資料 <input type="checkbox"/> 積算根拠資料			

団 体 概 要

ふりがな			
団 体 名			
代 表 者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒	
	電 話		
団体所在地			
事務担当者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒	
	電 話		
会計担当者	氏 名		
会計監事	氏 名		
設 立	年 月	会員数	人 (うち神戸市在住者 人)
設 立 目 的			
会 費	年 間	円	その他
入 会 資 格			
主 な 活 動 歴	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
主 な 受 賞 歴	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 団体の規約・会則 <input type="checkbox"/> 過去の活動資料（一般向けのチラシ、案内はがき、プログラムなどで申請受付期間の初日から1年以上前の活動実績が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 活動実績を問わない大学の学内団体は、大学が公認していることが確認できる資料		

事業企画書

団体名	
行事名	
共催依頼先	
後援依頼先	
協賛依頼先	
内容	(公演の場合：演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合：作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細)
趣旨・目的	(公演・展示を行う目的、意義、助成による効果等を記入してください)
	(その他、特記すべき事項があれば記入してください)

収支予定書 (入場料・参加料が有料の事業のみ提出要)

(収 入)

摘 要	金 額	内 訳
神戸市助成金交付予定額	円	
入場料	円	
出展料・参加費	円	
協賛金	円	
広告料	円	
その他収入 (会費充当分含む)	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(支 出)

摘 要	金 額	内 訳	
会場使用料 (開催期間分のみ)	円		
付属設備使用料 (開催期間分のみ)	円	舞台 円 照明 円	音響 円 その他 円
印刷費	円		
通信費・運搬費	円		
その他経費	円		
	円		
	円		
	円		
合 計	円		

- 会場使用料に含まれる控室代、付属設備使用料に含まれる録音・録画費、人件費 (野外行事を除く) などは対象外です。
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出す事業は補助の対象外です。
- 団体内部の者に出演料・謝礼を支払う事業は補助の対象外です。
- 収支の合計は一致させてください。

変 更 届 出 年 月 日
年 月 日

神戸市長あて

申 請 者	団 体 名	
	団 体 所 在 地	
	代 表 者 住 所 氏 名 電 話	
	連 絡 先 住 所 氏 名 電 話 E mail	

計画変更（辞退）届

芸術文化活動助成金交付申請書の内容につきまして、この度、下記のとおり変更が生じたので届出いたします。

記

1. 行事名 _____ 【受付番号】 _____

2. 変更内容 変更 ・ 辞退 (どちらかを○で囲ってください)

項目	変 更 前	変 更 後
1		
2		
3		

3. 理由（該当する項目に☑してください）

- 事業の開催が中止（または延期）となったため
- 他の助成金（重複使用が認められていないもの）の交付が決定したため
- その他

神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成に関する要綱

平成4年7月1日 市民局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市民の豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞する活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化活動に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術文化団体とは、普段の活動拠点が神戸市内にあり、団体としての組織を有し、主たる活動内容が芸術文化活動（音楽、美術、演劇、舞踊などの分野の創作発表活動または鑑賞提供活動）である団体をいう。

(2) 創作発表団体とは、芸術文化団体のうち、継続的に創作発表活動を行っている団体をいう。

(3) 鑑賞提供団体とは、芸術文化団体のうち、市民に対し継続的に鑑賞事業を行っている団体をいう。

2 第1項の団体には、公共団体若しくは公共的団体、又は営利企業は含まないものとする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

(対象者)

第3条 補助事業等の対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号に該当するものとする。

(1) 神戸市内に活動拠点のある芸術文化団体

(2) 団体の会員が5名以上で、会員の半数以上が神戸市在住者であり、かつ、その神戸市在住者が活動している団体

(3) 申請受付期間の初日において、1年以上の活動実績を有する団体

(4) 神戸市内に本部を置く大学・短期大学において、学生を中心として組織され、大学が公認している芸術文化活動を行う学内団体。ただし、活動実績は問わない

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税の滞納があるもの

(2) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(4) 公正取引委員会から私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（平成22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(対象事業)

第4条 補助事業等の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、補助対象者が神戸市内で主催して行う創作成果や活動成果を発表する事業、または、芸術家や芸術団体などを招いて鑑賞の機会を提供する事業で、芸術性、文化性を備え、神戸市の文化振興に寄与し、広く市民に公開されている事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 宗教的活動、政治的活動、営利（事業収支が黒字となるもの等）を目的とした活動

(2) 教室やカルチャーセンターなどの発表会

(3) 団体内部の者に出演料や謝礼等を支払うもの

(4) 団体の関係者が所有、運営する会場で行うもの

(5) 物販や飲食を伴うもの

(6) 一般市民が入場、見学できないもの

(7) 授業やゼミなどの学校行事

(8) 公共団体、公共的団体、営利企業が実施するもの

(9) 神戸市または、神戸市の外郭団体から他の助成・減免を受けているもの

(対象経費)

第5条 補助事業等の対象となる経費は、対象者が当該年度内に実施する芸術文化活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業本番当日の会場使用料

(2) 事業本番当日の会場付属設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料。ただし、会場付属設備使用料のみは対象外とする。

(3) 野外行事（関係機関への必要な届け出等を経た野外コンサート、ストリートパフォーマンス等）における設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料及び設営・警備に係る人件費。ただし、設営に関する搬入・搬出に係る経費は対象外とする。

(対象外経費)

第6条 補助事業等の経費のうち、対象外となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 人件費。ただし、野外行事に係る人件費は対象とする。

(2) 録音・録画に関する費用

(3) 控室代。ただし、事業本番当日のリハーサル室使用料は対象とする。

(4) 受付用什器

(5) 機材器具の運搬費・駐車場代

(6) チケット発券料・プレイガイド販売手数料等

(7) 看板制作費

(8) 事業開催期間以前の練習や準備に係る会場使用料

(重複申請の制限)

第7条 交付申請は、一団体、一年度、一事業とする。

(補助金等の額)

第8条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

(1) 公的施設の場合は、会場使用料及び会場付属設備使用料等(消費税含む)のうち、3分の1以内で30万円を上限とする。
(2) 公的施設以外の場合は、会場使用料及び会場付属設備使用料等(消費税含む)のうち、2分の1以内で30万円を上限とする。

(3) 野外行事の場合は、会場使用料及び会場付属設備使用料等(消費税含む)のうち、2分の1以内で30万円を上限とする。
(交付申請)

第9条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 事業企画書(様式第3号)
- (4) 収支予定書(様式第4号)。ただし、入場料及び参加料等が有料の事業のみ提出する。
- (5) その他市長が必要と認める書類
(選考基準)

第10条 選考にあたっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 市民の芸術文化の振興に対する寄与度
- (2) 補助の必要性の程度
(交付の決定)

第11条 市長は、助成の諾否及び助成金の予定額を決定し、次に掲げる書類により、申請者に対して、通知する。

- (1) 芸術文化活動助成金交付予定額通知書(様式第6号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助事業等の変更等)

第12条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号及び同第2号に掲げる承認を受けようとするときは計画変更(辞退)届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。
(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算報告書(様式第8号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第14条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金等の請求)

第15条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。
(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

神戸市 文化芸術 推進ビジョン



日本は人口減少社会に突入している。
神戸がこれからも魅力的な街であり続けるために、
「誰かが何かをしてくれる」ことを待っているだけでは足りない。
個人や団体、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、
「私はこれができる」「私はこれがしたい」といった
一人ひとりの自発的なムーブメントこそが、
神戸を面白くし魅力あるまちにする原動力のはず。
暮らしの中にアートが溶け込み、質の高い暮らしを楽しめる街・神戸。
そんな街の魅力を創り出すプレーヤーは、住んでいる私たち自身だ。
市民・企業・アーティスト・行政、
それぞれが「今、自分にできること」を行おう。
決して、文化芸術の灯は消さない。
次世代の神戸のために。

🔍 神戸市 文化芸術推進ビジョン

神戸市文化スポーツ局 文化交流課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1
TEL 078-322-6453 (直通)
FAX 078-322-6137
Mail: bunka-katsudou@city.kobe.lg.jp
HP: <https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/gyose/support/top.html>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

KOBE 
CITY of DESIGN


unesco
Member of
the Creative Cities Network